〇小布施町生活環境保全に関する条例 昭和48年12月18日条例第42号

小布施町生活環境保全に関する条例

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本町のすぐれた環境と水資源を町民の貴重な資産として後代に伝え、自然のもたらす限りない恩恵を現代及び次代の町民が共に享受できるよう良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境とは、町民が健康で安全かつ快適な日常生活を営むに欠くことのできない条件(町民の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)をいう。
- (2) 井戸とは、地下水を採取するための施設をいう。

(町の責務)

第3条 町は、生活環境と水資源を適正に保全するため総合的な保護施策を策定しなければならない。

(事業者の青務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施にあたって生活環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに水資源の貴重なことを認識し、町が行なう施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、生活環境が適正に保全されるよう進んで努めるとともに、水資源の貴重なことを認識し、町が 行なう施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(生活環境の保全基準)

第6条 町長は、良好な生活環境を保持するため、次の各号に掲げる事項について基準を定めなければならない

- (1) 事業活動における環境保全
- (2) 日常生活における環境保全
- (3) 公共施設及びあき地等の環境保全
- (4) 宅地造成における環境保全

(基準の遵守義務)

第7条 町民及び事業者等は、生活環境を保全のため前条に規定する基準を遵守しなければならない。

(事業の届出)

第8条 事業者は、次の各号に定める事業を行なおうとするときは、当該行為を開始する日前60日までに規則で定める事項を町長に届け出しなければならない。

- (1) 開発事業(分譲を目的とした宅地造成等で規則で定めるもの)
- (2) 特定事業(当該事業が行なわれることによって、大気の汚染、水質の汚濁又は悪臭を発生させる恐れのあ るものとして規則で定めるもの)

(助言)

第9条 町長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言をすることができる。

第3章 地下水の規制

(地下水採取の制限)

第10条 地下水は、町民の生活必要上個有のものでなければならない。したがって、地下水を長期間にわたって 採取し、使用した場合における地下水の復元は容易ではない。そのため地下水の使用量を最小限にとどめ、地下 水源の枯渇を防ぐとともにみだりに井戸を掘り生活水の枯渇又は地盤沈下等の弊害を防止しなければならない。 このため町は、地下水の合理的な利用と開発の基準を定めるものとする。

(許可等)

第11条 深さ20メートル以上のもの及び吐出口の断面積が21平方センチメートル以上のものを用いて、地下水を採取するため井戸を掘ろうとする者は、井戸ごとにそのストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積を定めて、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- 2 他の市町村の団体又は個人は、前項の行為をすることができない。ただし、止むを得ない場合は、町長は、 議会の議決を得て許可するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、国、県の機関が同項の規定に該当する行為をしようとするときは、同項の許可を要しない。この場合において当該国、県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ町長と協議しなければならない。
- 4 第1項前段に規定する井戸以外の井戸を掘ろうとする者は、あらかじめ町長に届出なければならない。 (許可申請)
- 第12条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない
- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その住所及び代表者の氏名

- (2) 地下水の用途
- (3) 井戸の設置場所
- (4) 井戸のストレーナー位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- 2 前項の申請には、井戸の設置場所を示す図面その他町長の定める書類を添付しなければならない。ただし、井戸の設置場所が井戸を掘ろうとする者の所有する土地以外の場合は、その土地の所有者の承諾書を添付しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、申請手数料5,000円を納付しなければならない。

(許可の基準等)

第13条 町長は、前条の申請のあったときは、当該申請に係る井戸が産業用に使用する目的であって、次に掲げる基準に適合しているときは許可するものとする。

- (1) 地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。
- (2) 地下水の申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。
- (3) 他の水をもって代えることが困難なこと。
- (4) 既設井戸(深さ20メートル以上のもの及び吐出口の断面積が21平方センチメートル以上のもの)と必要かつ合理的な(既設井戸が減水又は枯渇のおそれがない。)距離がはなれていること。ただし、季節的に使用する井戸については別に規則で定める。
- (5) その他、規則で定める基準に適合していること。
- 2 前項の許可には、条件を付することができる。
- 3 公共的施設としての井戸は、町が必要とするときは、地下水の使用について協力するものとする。

(届出)

第14条 第11条により許可を受けた者は、井戸が完成したときは15日以内に町長に届出なければならない。

(経過措置)

第15条 地下水採取のため、現に井戸を使用している者又は井戸を掘ろうとして着手している者は、この条例施 行後60日以内に町長に届出なければならない。

2 前項の規定により届出た者は、第11条の許可(届出の受理)を受けた者とみなす。

(変更の許可)

第16条 第11条の許可を受けた者若しくは前条により許可を受けたとみなされた者は、許可を受けた井戸のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、第12条から第14条の規定を準用する。

(定期検査等)

第17条 町長は、毎年第11条及び第15条により許可した井戸について、第13条の許可基準等の適合状況を検査しなければならない。

- 2 検査を受ける者は、検査手数料3,000円を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する者は この限りでない。
- (1) 公共的施設としての井戸
- (2) 国、県の機関の所有する井戸
- 3 検査を受ける者又はその代理人は、当該検査に立合い、検査者の指示に従わなければならない。

第18条 第11条の許可を受けた者若しくは第15条により許可を受けたとみなされた者は、許可を受けた井戸を廃止したときは、ただちに原状回復し町長に届出なければならない。

第4章 雑則

(立入り検査)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において職員をして他人の土地に立ち入らせ当該土地において行なわれている行為等の状況を調査させることができる。

- 2 前項の場合において、職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第20条 町長は、生活環境、水資源の保全上必要があると認めるときは、関係者に対して期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

(処置命令)

第21条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が定められた期限内に必要な処置を行なわないときは、期限を定めて同条の規定による処置を行なうべきことを命令することができる。

(処置の届出)

第22条 第20条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が当該勧告又は命令に基づく処置をしたときは、7日以内に町長に届出て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第23条 町長は、第21条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において当該行為の一時停止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第24条 町長は、特に必要があると認めるときは第11条、第13条、第16条の規定に違反し、又は第13条第2項の

規定により付した条件に違反した者に対してその水資源の保護のため必要な限度において原状回復を命じ、又は 原状回復が著しく困難である場合には、これにかわるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(苦情及び紛争の処理)

第25条 生活環境の保全及び地下水の採取に関する苦情のある者、又は紛争の当時者は、町長に対し苦情又は紛争のあっせん若しくは調停の申し立てをすることができる。

2 町長は、前項による申し立てがあったときは、すみやかに実情を調査し適切な処理に努めなければならない

(違反者の公表)

第26条 第21条、第23条及び第24条の規定に違反した者は、公表することができる。

(補則)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第28条 次の各号の一に該当するときは、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条、第23条の命令に従わなかった者
- (2) 第24条の規定に違反して、原状回復にかわるべき措置をとらなかった者
- 2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。
- (1) 第11条及び第16条の規定に違反して許可を受けなかった者
- (2) 正当な理由がないのに第19条の規定に違反して立入調査を拒み若しくは忌避した者 (両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金を科する。 附則

(施行期日)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附則(昭和49年1月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和53年3月28日条例第8号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。